

■【トピックス】

水爆実験！



北朝鮮が水爆実験を行いました。これで北朝鮮が実質的に核兵器の保有国であることが確定しました。国際社会は認めないかもしれませんが、わが国の隣に危険な核兵器保有国が存在するという現実が突きつけられました。

韓国では、すでに核兵器保有論が巻き起こっています。米国の核の傘により我が国が守られるという同盟関係も見直し論が起こるかもしれません。世界は新たな時代を迎えたようです。

■【ビジネス・アイ】

名義保険！

社長 「この前、新聞を読んでいたら『名義保険』に注意という記事があったんだけど、記事だけだと何に注意かよく分からなかったんだよね」

花野 「そうですね。生命保険は登場人物が多いですから、ややこしいですよ。保険の対象となる被保険者、保険契約の当事者である契約者、保険金の受取人の3人が最低でも出てきますからね」

社長 「その被保険者と契約者が一緒というのが、今自分が掛けている保険みたいなんだけど、これならまだわかるんだけどね」

花野 「一般的な生命保険の掛け方は、そうですね」

社長 「そうだよね。名義保険というのは、これ以外に保険料の負担者というのが出てきて、契約者とは違うっていうんだよ」

花野 「そこが問題なんですね。保険契約の名義人と保険料を支払っている人が違うと、その保険契約は、本当は保険契約の名義人ではなく、保険料負担者のものということになるんですよ」

社長 「そうなんだ。でも、たとえば契約者である子どもに親から保険料を贈与することもあるよね」

花野 「もちろん、そういうこともありますね。そのような場合には、その都度面倒でも贈与契約書を作成しておくとういことです」

社長 「後からトラブルないように、証拠を残しておくということだね」

花野 「そうですね」

■【今月のキーワード】

名義保険

相続に際して発生する生命保険の支払いでは、契約者＝保険料負担者とならないケースが問題とされることがある。その場合、名義保険として認定され相続税が課税される場合もある。相続税法では、契約者≠保険料負担者というケースを想定して受取保険料の課税関係を規定している。ここでいう保険料負担者とは、単に保険契約者をいうのではなく、実質上の負担者をいうものとされている。そのため、誰が実質上の負担者かにより課税関係が異なることになるため注意が必要である。

■【今月の1本】

『銀行に好かれる会社、嫌われる会社』

鈴木みさ 著
幻冬舎 ¥800

中小企業にとって銀行との関係は重要です。多くの場合、中小企業への資金供給は銀行がその大部分を担っています。

銀行マンに個人的に好かれる必要はないでしょうが、銀行から評価される会社になる必要があります。どうすれば評価されるのか？ 当たり前のことを当たり前にすればいいのですが、その当たり前が分かる1冊です。



■【編集後記】

戦争の危機がそこまで迫っているのに、マスコミでは芸能人や政治家の不倫の話題ばかりです。識者が物知り顔で善悪を論じています。男女の関係は、当事者しか分からないと思うので、いい加減にしてほしいと思う、今日この頃です。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.127（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2017.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>